

秋田県土壌汚染対策法に基づく指定調査機関指定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

環境管理課

1 改正理由

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行により、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認を受けようとする者等から手数料を徴収する規定を整備する必要がある。

2 改正内容

法の規定により次の承認を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を申請1件につき120,000円とする。（第1条関係）

- (1) 譲渡及び譲受による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認（法第27条の2第1項）
- (2) 合併又は分割による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認（法第27条の3第1項）
- (3) 相続による汚染土壌処理業の継続の承認（法第27条の4第1項）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

土壌汚染対策法の改正内容

土壌汚染に関する適切な管理を推進するため、「譲渡及び譲受」、「合併又は分割」及び「相続」による承継等の規定の整備が行われた。

秋田県土壤汚染対策法に基づく指定調査機関指定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる指定等を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 法第二十七条の二第一項の規定による汚染土壤処理業者の地位の承継の承認 申請一件につき 十二万円</p> <p>六 法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壤処理業者の地位の承継の承認 申請一件につき 十二万円</p> <p>七 法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壤処理業の継続の承認 申請一件につき 十二万円</p> <p>八 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる指定等を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 略</p>